奈良市指定障害児通所支援事業等

指定申請のてびき

令和元年１０月

奈良市福祉部障がい福祉課

※ダウンロードはこちらから
（ 奈良市トップページ→画面左部「申請書ダウンロード」
→ 障がい者（児）関連
→ 指定障害児通所支援事業者等の指定・届出）

この資料は、令和元年10月現在の制度等に基づき作成したものです。
今後、変更の可能性があることに留意してください。

【障害児通所支援】
・児童発達支援
・医療型児童発達支援
・放課後等デイサービス
・居宅訪問型児童発達支援
・保育所等訪問支援

★中核市の障害児通所支援にかかる指定・指導権限は、
平成 31 年 4 月より奈良県から奈良市に権限移譲されました。

奈良市内の障害児通所支援にかかる申請や届出は、奈良市障がい福祉課までお願いします。

※本書に記載されている内容が全てはございませんので、疑問等がある場合は、下記へお問い合わせください。

◆◇◆

[問合せ先] 奈良市福祉部障がい福祉課自立支援給付係（指定担当）
TEL：０７４２－３４－４５９３
FAX：０７４２－３４－５０８０
MAIL: jigyouqa@city.nara.lg.jp

◆◇◆

【障害児通所支援の種類と内容】
⇒ 第二種社会福祉事業［社会福祉法第２条第３項第２号に規定］

種類		内容	児童福祉法
障害児通所支援	児童発達支援 ・児童発達支援センター ・児童発達支援センター以外のもの	日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、未就学の障害児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	センター 第７条第１項
			センター以外 第６条の２の２第２項
	医療型児童発達支援	上肢・下肢・体幹の機能の障害がある児童を通わせ、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での指導及び訓練並びに治療を行う。	第６条の２の２第３項
	放課後等デイサービス	学校に通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。	第６条の２の２第４項
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態などの障害児に対して、外出することが著しく困難な場合に、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。	第６条の２の２第５項
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	第６条の２の２第６項

★☆★☆★☆★☆★☆★☆ 目次 ★☆★☆★☆★☆★☆★☆

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

【障害児通所支援の種類と内容】
Ⅰ はじめに
１ 障害児通所支援の利用の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
２ 障害児通所支援事業を行う者の指定の基準
３ 他法令の遵守について
４ 関係市町村等との事前調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅱ 指定申請について
１ 指定申請のスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
２ 指定新規申請 ・・ 7
３ 書類の提出先について
Ⅲ 指定基準等について
１ 根拠法令等一覧
２ 障害児通所支援の形態について（多機能型） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
３ 障害児通所支援の人員・設備基準等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（１）共通の基準
１．人員配置基準
２．設備基準 ・・ 14
３．最低定員
【特例的な取り扱い】
（２）支援の種類ごとの個別基準
①児童発達支援・放課後等デイサービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
②児童発達支援センター ・・ 16
③共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
④医療型児童発達支援 ・・・ 18
⑤居宅訪問型児童発達支援
⑥保育所等訪問支援 ・・ 19

Ⅳ その他必要な手続き
１ 指定更新について ・・・ 20
２ 変更届・障害児給付費算定届について
３ 休止・再開・廃止届について
４ 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関連する届について
５ 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

Ⅴ 児童発達支援管理責任者の要件について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について ・・・・・・・・・・・・・・・ 22

Ⅵ 障害児通所支援事業 Q&A
◎ 人員基準関係 ・・・ 24
◎ 設備基準関係 ・・・ 26
◎ 運営基準関係
◎ 加算について ・・・ 27

Ⅶ 制度解説資料
１．従業員の配置について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
２．人員配置基準（重症心身障害児対象）
３．人員配置基準（主に重症心身障害児以外）
４．営業時間が９時間の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
５．人員配置に関係する加算
６．最低基準を満たした上での常勤換算１名以上配置の計算方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
７．人員配置に関係する加算の対象について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
８．報酬区分について ・・ 34

Ⅳ 参考事項
【児童福祉法関係条文抜粋】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
【関係リンク】 ・・ 36

Ⅰ．はじめに

障害児通所支援事業を提供する事業者は、児童福祉法第21条の5の15等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（指定都市又は中核市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

１　障害児通所支援の利用の仕組み

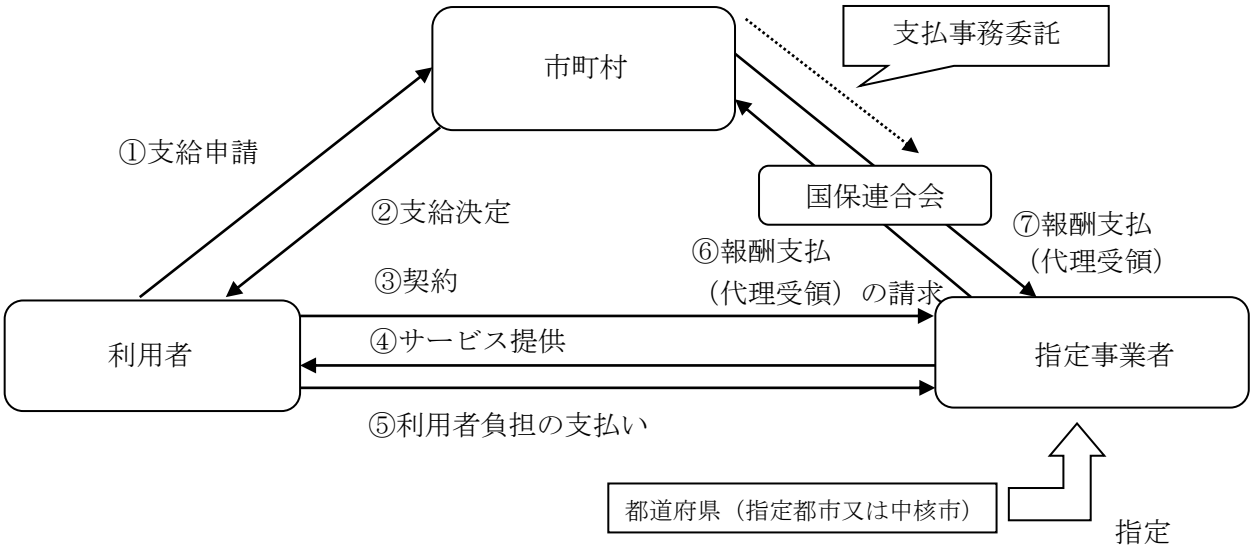

２．障害児通所支援事業を行う指定の基準

障害児通所支援事業所として指定を受けるには、奈良県の条例で定める基準を満たすことが必要です。サービス種類毎に、以下の３つの視点から指定基準等が定められています。また、指定後も指定基準等を満たしている必要があります。

★人員基準　・・・従業者の知識・技能・人員配置等に関する基準
★設備基準　・・・事業所に必要な設備等に関する基準
★運営基準　・・・サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など事業を実施する上で求められる運営上の基準

※ 指定が受けられない場合

① 申請者が法人でないとき。
　→ 法人格を持たない団体は、株式会社・ＮＰＯ法人等の法人格を取得する必要があります。
② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が条例で定める基準を満たしていないとき。（人員基準）
③ 申請者が、設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
　→ 指定基準を満たす必要があります。（設備基準・運営基準）
④ 申請者が、指定を取り消されてから５年を経過しない者であるとき。等

３ 他法令の遵守について

障害児通所支援事業を行うために指定申請を行う場合、様々な関係法令があり、指定申請前に確認しておくべきことがあります。各所管庁に事前に相談のうえ改善を行ってください。また、事業者は「公的サービス」を提供するものであり、公明正大な運営が求められます。

当然のこととして各種の法令やルールを遵守しなければなりません。「知らなかった」では済まされないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分に各種法令の確認を行い、理解する必要があります。

下記「４」の内容については事前の確認を必ず行ってください。

４ 関係市町村等との事前調整

（１）都市計画法に適合していることの確認
市街化調整区域等において、障害児通所支援事業を行うためには事前に開発許可を受けることが必要な場合がありますので、都市計画法の担当部署（都市計画課）に事前にご確認ください。

（２）建築基準法に適合していることの確認
事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。 延床面積が 200 ㎡（令和元年 6 月 25 日施行）を超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、建築基準法の管轄の部署（建築指導課）に事前にご確認ください。

（３）消防法に適合していることの確認
事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、管轄の消防署に事前にご相談ください。

★ 指定申請書の提出に際しては、「防火対象物使用開始（変更）届出書」（写し）等の添付が必要ですので、申請書提出までには消防署に届け出て、立入調査を終えておくなど調整をお願いします。
地域によっては消防署の検査・受付までに相当な時間を要する場合がありますので、早めに手続きしてください。 （上記の関係で指定が延期になるケースがあります。）

（４）浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認
水防法と土砂災害防止法が改正され、事業所がこの区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と 「避難訓練の実施」が義務付けられました。事前に市町村等の防災計画担当課（危機管理課）にご確認ください。

（５）近隣住民等への説明
事業所の開設に際して工事を行う場合などは、近隣住民に対して事前に説明を行ってください。
また、自動車での児童の送迎を予定されている場合なども、事前に説明していただくことがトラブルの防止につながります。

（６）事業所の名称
事業所名について、近隣（送迎地域も含める）に類似の事業所名がないかどうか確認してください。
奈良市のホームページの【奈良市内の事業所一覧】で確認してください。

（７）駐車場の確保
送迎サービスを提供する場合は、事業所の近隣に駐車場を確保してください。
路上駐車は近隣住民に迷惑をかけたり、車の通行にも危険です。
※ 路上駐車は、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。

（８）事業所において、利用者に昼食等を提供する場合
１日に 20 食以上の食事を提供する場合は、保健所において手続きが必要な場合がありますので、管轄の保健所にご確認ください。
★ なお、新規の指定時のみならず、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも、新たな建物について、同様の対応をお願いします。

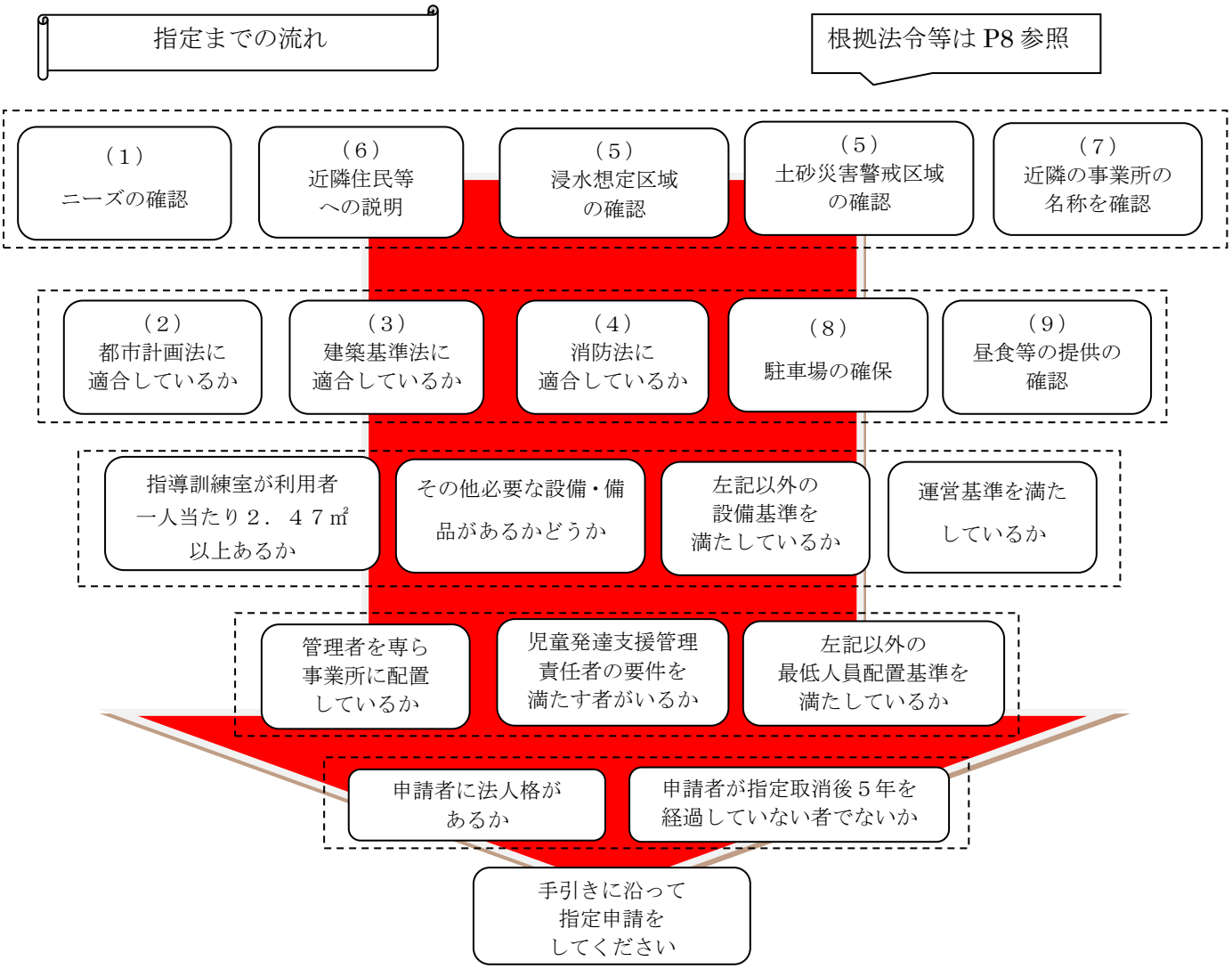

Ⅱ．指定申請について

1　指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月 1 日です。

申請の流れ（例：１０月１日より指定の場合）

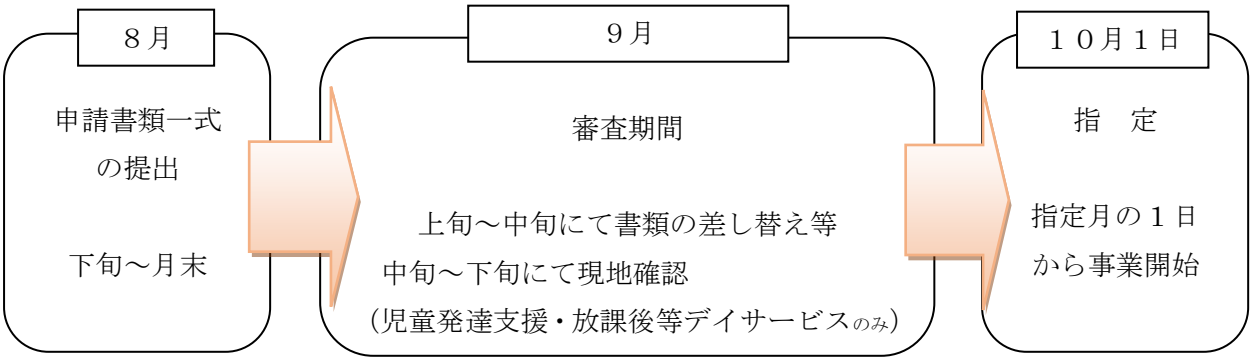

「事前相談」について…他指定権者（奈良県含む）で必須化している「事前相談」については、現在奈良市では必須としてはおりませんが、面積や人員配置等の相談がある方については電話連絡のもと、窓口にお越し下さい。

２　指定新規申請

事業者及び施設の指定は、事業所ごと及びサービスの種類ごとに行います。

※事業所の所在地が奈良市外の場合は、奈良県へ申請して下さい。

また、児童福祉法における指定障害児入所施設の指定申請も奈良県へ申請して下さい。

①　指定日及び申請書類の提出期限

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月１日を原則としています。

申請にあたっては､審査の関係上､指定日の２か月前の末日までには指定申請書等を整え提出して下さい。尚、月末は申請が混み合いますので余裕を持った申請にご協力下さい。又、郵送による申請は受付しておりませんので必ずご持参下さい。

（例）指定日が１０月１日の場合　→　８月末日が提出期限

※　末日までに提出いただいた場合でも書類審査等において不備等あったときは､指定日が１ヶ月遅れていく場合があります。詳しくは、｢③申請の受付について｣をご覧下さい。

②　申請に必要な書類

指定申請書、サービスごとの事業内容（付表等）、その他添付書類、事業開始届、障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書等を提出して下さい。

同一法人が複数の事業所でサービスを行おうとする場合には､事業所ごとに申請書類を作成して申請して下さい。１つの法人が複数事業所を同時に申請する場合において、登記簿謄本等は「原本」を１部とし、残りをコピー等の「写し」にて提出できます。ただし、「写し」には必ず下の例のように原本証明を行って下さい。尚、以前に「原本」にて提出をし、後日に事業の追加等が生じた場合においては、「写し」ではなく「原本」にて提出して下さい。

【原本証明の例】

原本に相違ないことを証明します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
（法人名）　〇〇〇〇〇〇〇〇
（代表者名）〇〇〇〇〇〇〇〇　　印

※書類の余白又は裏面に証明してください。
※法人名には「〇〇法人　〇〇会」､「〇〇会社　〇〇〇〇」等、法人種別と法人名を記入してください。
※代表者名には「理事長　〇〇〇〇」､「代表取締役　〇〇〇〇」等、代表者の職責と氏名を記入してください。
※印鑑証明書と同一の印を使用してください。

同一の事業所において複数のサービスを行おうとする場合には､サービスの種類ごとに付表と添付書類を作成し、１つの申請書にまとめて提出して下さい。１つの申請書内に重複する書類がある場合は、１部のみの添付で差し支えありません。

申請書類については、申請書ごとにフラットファイル（Ａ４－Ｓサイズ　２つ穴）に書類一式を｢申請書類等一覧表｣に記載順のとおり綴じ、表紙に「事業所名」、「サービス種類」及び「法人名」を記入して提出して下さい。

フラットファイルに綴じた申請書類（捺印等したもの）を「原本」として提出すると共に、事業者の控え及び確認用として「原本」をコピーした「副本」を用意し、申請時に必ず持参して下さい。指定申請等の際に修正等生じた事項は、副本も同様に補正のうえ、各事業所で保管して下さい。

使用する印鑑は、すべて法務局に登録されているものを使用して下さい。

③　申請の受付について

申請に必要な書類が揃っている場合は、申請書類「原本」（フラットファイルに綴じたもの）をお預かりします。お預かりした時点で受付とさせていただきます。

・書類審査の結果、不備等ない場合→お預かりした月の翌々月１日を指定日として処理させていただきます。指定審査事務完了後、事業者宛に指定通知書と申請書に受付印を押印した写しを送付いたします。

・書類審査の結果、不備があった場合→指定された補正日までに必ず補正（不足）書類を提出して下さい。指定された補正日までに補正（不足）書類の提出が無かった場合は、補正（不足）書類の提出された日を基準に処理させていただくことになりますので、翌月の指定審査となる場合があり、結果、指定日も１ヶ月遅れていくことになりますのでご留意下さい。

・申請に必要な書類が揃っていない場合や、申請書やその添付書類の内容に不備がある場合は、一端申請書類は全てお返しする場合がありますので、書類を整理後再度提出して下さい。

④　必要書類等

「指定障害児通所支援事業者等の指定・届出」に必要書類一覧表及び様式を掲載しております。

【障害児通所支援給付費等算定届と請求について】

通所支援給付費等の請求においては、本市が通所支援給付費等算定届の内容（報酬区分や体制加算等）を事業者情報として支払事務委託を行っている国保連合会に提供します。

国保連合会では、事業所から提出された請求データと、本市から提出された事業者情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定され、返戻となります。

届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際には届出の内容に沿って行っていただく必要があります。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行っていただく必要があります。

３　書類の提出先

奈良市内の事業所	奈良市福祉部 障がい福祉課 自立支援給付係	〒６３０－８５８０ 奈良市二条大路南一丁目１－１	TEL:０７４２－３４－４５９３ FAX:０７４２－３４－５０８０

※奈良市以外の事業所については、奈良県障害福祉課へお問い合わせください。

Ⅲ．指定基準等について

指定を受けるには、奈良県が定める条例、厚生労働省が定める指定基準、最低基準等を満たすことが必要です。この他、省令の委任を受けた告示や厚生労働省の通知についても、事業者として把握しておくことが必要です。厚生労働省や奈良県ホームページに掲載していますので、確認をお願いします。

１　根拠法令等一覧

条　　例	
奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月28日奈良県条例第35号）	
基準	省令・告示
①指定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令際15号）
②報酬算定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号）

※法令等についてはP36を参照してください

２　障害児通所支援の形態について

（１）多機能型事業所（複数の事業所を一体的に行うもの）

【多機能型の形態】

①　「障害児通所支援」と「障害福祉サービス」との多機能型

障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、**障害福祉サービス**（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型及びＢ型）の事業のうち、**二つ以上の事業を一体的に行う場合**

②　「障害児通所支援」の多機能型事業所

障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）の事業のうち、**二つ以上の事業を一体的に行う場合**

（２）多機能型事業所のサービス提供単位

従業者の配置基準は、サービス提供単位ごとに利用する障害児の数に基づき設定する。

（１）対象事業
　児童発達支援、放課後等デイサービス

（２）サービス提供単位の考え方
　一又は複数の障害児に対して、同時に、一体的に提供される支援を一の単位数とする。
　（具体例）
　　ア　午前と午後とで別の障害児に対してサービスを提供する場合
　　イ　同一事業所内で同時に２クラスの児童発達支援を提供する場合
　　⇒ ２単位として取り扱う

（３）人員配置の考え方
　複数単位を設置する場合は、それぞれの単位ごとに人員基準を満たす必要がある。

（４）児童発達支援管理責任者に関する指定要件
　支援の種類ごとに１名配置（常勤専従）
　※ 多機能型事業所内の児童発達支援管理責任者同士の兼務は可能

（５）障害児通所給付費
　原則、事業所全体の定員規模により算定する。

☆多機能型事業所の定員区分について

質　　問	回　　答
児童発達支援事業と放課後等デイサービスの多機能型の場合、報酬算定時の定員区分はどのように取り扱うのか。 例：児童発達支援（定員 10 人）・放課後等デイサービス（定員 10 人）の多機能型事業所（重症心身障害児以外の場合）	多機能型事業所は、実施するサービスの利用定員の合計数を利用定員とし、その利用定員に相当する定員区分により報酬を算定する。 定員区分の考え方は次のとおり。
	①事業所全体の定員が 20 人の場合 （請求上の定員区分） 児童発達支援、放課後等デイサービスともに 11 人～20 人
	②事業所全体の定員が 10 人の場合 （請求上の定員区分） 児童発達支援、放課後等デイサービスともに 10 人以下
	③従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所の場合 （請求上の定員区分） 児童発達支援、放課後等デイサービスともに 10 人以下 ※ 管理者を除く従業者をそれぞれ専従で配置、指導訓練室を専用で設置することが必要

３ 障害児通所支援の人員・設備基準等について

（１） 共通の基準

１．人員配置基準

◎ 管理者（施設長）

責務	①事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

◎児童発達支援管理責任者

配置数	・常勤１人以上
資格要件	P21~P23【児童発達支援管理責任者要件について】を参照。 P24~P27 の「Ｑ＆Ａ」も参考にしてください。
業務	① 通所支援計画の作成に関すること。 ・ 障害児について適切な方法によりアセスメントを行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を加え、通所支援計画の原案を作成。 ・ 通所支援計画の作成に係る会議を開催し、通所支援計画の原案に対する意見を聴取。 ・ 作成した通所支援計画を保護者に説明、交付。 ・ 通所支援計画の実施状況を把握し（モニタリング）、６月に１回以上見直しを実施。 ② 障害児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障害児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。 ③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

◎ 障害福祉サービス経験者

資格要件
学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上障害福祉サービス（下記★）に従事したもの
★ 障害福祉サービスとは？ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「療養介護」、「生活介護」、「短期入所」、「重度障害者等包括支援」、「施設入所支援」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「自立生活支援」及び「共同生活援助」 ※地域生活支援事業の「移動支援（ガイドヘルプ）・相談支援・日中一時支援」や介護保険法に基づくサービスは対象外です。

※実際に業務に従事した日数は、１年あたり１８０日以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

◎ 児童指導員

資格要件
次のいずれかに該当する者 ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 精神保健福祉士の資格を有する者 ④ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは 社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない） ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学を認められた者 ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第２項の規定 により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上児童福祉事業（下記※）に従事したもの ⑨ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの（養護教諭は含まない） ⑩ ３年以上児童福祉事業（下記※）に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
※ 児童福祉事業とは？ ・児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター ・同法第 12 条の児童相談所における事業 ・同法第 6 条の 2 の 2 に規定する事業 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業 ・同法第 6 条の 3 に規定する事業 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業

※実際に業務に従事した日数は、１年あたり１８０日以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

（例）実務経験２年・・・従事期間２年以上かつ、従事した実日数３６０日以上が必要

〃 ３年・・・従事期間３年以上かつ、従事した実日数５４０日以上が必要

◎ 機能訓練担当職員

業務	指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。 ※ 特別支援加算を算定する際に配置が必須。
資格要件	
【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員】 ※ 主に重症心身障害児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができます。 【心理指導担当職員】 次のいずれも満たす者 ① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない） ② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 ※臨床心理士、公認心理士の資格を有する場合は、①及び②を満たす者とします。	

◎ 看護職員

資格要件
保健師、助産師、看護師、准看護師

※管理者以外の方については、資格証や実務経験証明書などの資格要件が確認できる書類の提出が必要です。

【用語の定義】

用　　語	定　　義
通所給付決定保護者	法第６条の２の２第９項に規定する通所給付決定保護者をいう。
指定障害児通所支援事業者等	法第２１条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。
指定通所支援	法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援をいう。
指定通所支援費用基準額	法第２１条の５の３第２項第１号（法第２１条の５の１３第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
通所利用者負担額	法第２１条の５の３第２項第２号（法第２１条の５の１３第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所支援給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第２１条の５の２９第１項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
通所給付決定	法第２１条の５の５第１項に規定する通所給付決定をいう。
支給量	法第２１条の５の７第７項に規定する支給量をいう。
通所給付決定の有効期間	法第２１条の５の７第８項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。
通所受給者証	法第２１条の５の７第９項に規定する通所受給者証をいう。
法定代理受領	法第２１条の５の７第１１項（法第２１条の５の１３第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第２１条の５の２９第３項の規定に

	より通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
共生型通所支援	法第２１条の５の１７第１項の申請に係る法第２１条の５の３第１項の指定を受けたものによる指定通所支援をいう。
常勤換算	指定障害児通所支援事業所等の従業者の勤務延べ時間数を、当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害児通所支援事業所等の従業者の員数を、常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。 【小数点の取り扱いについて】 ① 常勤換算をする場合　　※必要な員数について、確保すること。 ア　基準人数算出　　利用者数を除した数の小数点第２位以下を切り捨てる。 イ　従業者常勤換算　従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所の常勤の従業者が従事すべき時間数（週３２時間を下回る場合は３２時間とする。）で除した数を小数点第２位以下について切り捨てる。 ＜計算例＞ ◆　基準人数算出 当該事業所の常勤従業者の週あたり勤務時間が４０時間、利用者数２０人の事業所で、基準上利用者数を６で除した数以上の員数を必要とする場合 ・基準人数算出　２０人（利用者数）÷６=３．３３３→３．３人（基準人数） ・必要勤務時間数　４０時間／週×３．３人= １３２時間／週 ◆　従業者常勤換算 当該事業所の予定勤務体制が、勤務時間延べ１３５時間／週（週４０時間勤務従業者が２名、週３０時間勤務従業者が１名、週２５時間勤務が１名）の場合 ・従業者常勤換算　１３５時間÷４０時間=３．３７５→３．３人（常勤換算） ◆　ゆえにこの場合、人員基準を満たしていることとなる。 ②　常勤換算をしない場合 ※基準上必要な員数について、端数は切り上げて確保すること。
児童発達支援センター	法第４３条に規定する児童発達支援センターをいう。
常勤	指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいう。当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。
「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービス単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

２．設備基準

構造は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等、障がい児の保健衛生及び防災に配慮されていること。

（サービス毎の設備基準についてはP15~P19の表中「設備基準」を参照してください。）

３．最低定員（通所支援事業者）

主たる対象	児童発達支援	医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス	多機能型 （障害児のみ）	多機能型 （障害福祉サービス含む）
重症心身障害児以外	10人	10人	10人	全体で10人	全体で20人以上のとき 障害児通所支援で5人
重症心身障害児	5人	10人	5人	全体で5人	下記の通り

※ 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援に定員はありません。

≪主たる対象を重症心身障害児とする通所支援の形態について≫

重症心身障害児者を主たる対象とする通所支援については、小規模な実施形態や児者一貫した支援が適切であることから、特例的な取扱いが整備されている。（下記参照）

【 特 例 的 な 取 扱 い 】

「障害児通所支援」と「障害福祉サービス」を一体的に実施することが可能

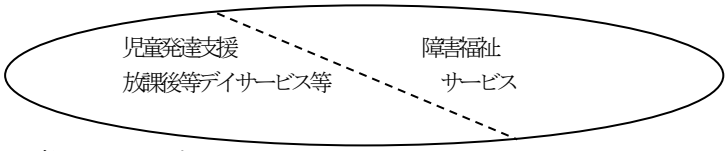

①定員は、児・者で区別しない

②児童指導員・保育士を生活支援員に読み替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可能とする

③「主として重症心身障害児を対象とする障害児通所支援」と「障害福祉サービス」との多機能の場合、最低定員５人以上

④「主として重症心身障害者を対象とする生活介護」との多機能の場合、全ての事業を通じて最低定員５人以上

⇒ 児者一貫した支援の確保

▲人員配置に関する特例　①児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務が可能
②児童指導員又は保育士と生活支援員の兼務が可能

項目	児童発達支援	放課後等デイサービス	生活介護
管理者	１ 名		
嘱託医	１ 名		
従業者	児童指導員又は保育士　1名以上 看護職員　1名以上 機能訓練担当職員　1名以上 （常勤要件は課されていないが、営業時間を通じて専従であることが必要 ＊機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でも可）		生活支援員 看護職員 理学療法士又は作業療法士（実施する場合） （上記職員の総数は、障害支援区分ごとに規定）
	児童発達支援管理責任者		サービス管理責任者

▲設備に関する特例　⇒　指導訓練室の他、必要な設備を兼用とすることが可能

（２）支援の種類ごとの個別基準

① 児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

≪対象≫

【児童発達支援】療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

【放課後等デイサービス】学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

【人員・設置基準】

<table>
<tr><td rowspan="9">人員配置</td><td rowspan="8">従業員</td><td colspan="2">①主として重症心身障害児以外を通わせる場合</td><td colspan="2">②主として重症心身障害児を通わせる場合</td></tr>
<tr><td>児童発達支援管理責任者</td><td>1人以上
（1人以上は専任かつ常勤）</td><td>児童発達支援管理責任者</td><td>1人以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">児童指導員
又は
保育士
又は
障害福祉サービス経験者
※</td><td rowspan="4">営業時間を通じて
★ １人以上は常勤
★ 下記の障害児の数に応じて、それぞれに定める数以上
・障害児の数が 10 人まで
２人以上
・10 人を超えるもの
２人に加えて、障害児の数が 10 を超えて 5、又はその端数を増すごとに、１を加えて得た数以上
★上記のうち半数以上は
児童指導員又は保育士が必要
※機能訓練担当職員を営業時間を通じて専従で配置している場合は、合計数に含めることが可能</td><td>嘱託医</td><td>1人以上</td></tr>
<tr><td>看護職員</td><td>1人以上　※</td></tr>
<tr><td>児童指導員
又は
保育士</td><td>1人以上　※</td></tr>
<tr><td colspan="2">※「看護職員」及び「児童指導員又は保育士」については、営業時間帯を通じてそれぞれ１人以上の配置が必要</td></tr>
<tr><td>機能訓練担当職員</td><td>機能訓練を行う場合
（必要に応じて配置）</td><td>機能訓練担当職員</td><td>1人以上
※機能訓練をお行う時間帯のみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理者</td><td colspan="3">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
（支障がない場合は、児童発達支援管理責任者等との兼務可）</td></tr>
<tr><td>設置基準</td><td colspan="5">・指導訓練室（訓練に必要な機械器具等を備えること）
・その他に必要な設備及び備品等（相談室、事務室、静養室、手洗い設備、トイレ）
・専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの事業の用に供すること。
（支援に支障がない場合は共用可）</td></tr>
</table>

※障害福祉サービス経験者・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助で２年以上の経験者（高卒以上）　（詳細は P10 を参照）

② 児童発達支援センター

【人員・設備基準】

<table>
<tr><td rowspan="12">人員基準</td><td rowspan="11">※
従業員</td><td>嘱託医</td><td colspan="2">1人以上</td><td></td></tr>
<tr><td>児童指導員
及び保育士</td><td colspan="2">・単位ごとに総数がおおむね障害児の数を４で除して得た数以上
・児童指導員　１人以上
・保育士　１人以上</td><td>機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる</td></tr>
<tr><td>栄養士</td><td colspan="2">1 人以上</td><td>障害児の数が 40 人以下の場合は置かないことができる</td></tr>
<tr><td>調理員</td><td colspan="2">1 人以上</td><td>調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる</td></tr>
<tr><td>児童発達
支援管理
責任者</td><td colspan="2">1 人以上</td><td></td></tr>
<tr><td>機能訓練担
当職員</td><td colspan="2">機能訓練を行う場合
（必要に応じて配置）</td><td>児童指導員及び保育士の総数に含めることができる</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主として難
聴児を通わ
せる場合</td><td>言語聴覚士</td><td>指定児童発達支援の単位ごとに 4 人以上</td><td rowspan="2">児童指導員及び保育士の総数に含めることができる</td></tr>
<tr><td>機能訓練
担当職員</td><td>機能訓練を行う場合
（必要に応じて配置）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主として重
症心身障害
児を通わせ
る場合</td><td>看護職員</td><td>1人以上</td><td rowspan="2">児童指導員及び保育士の総数に含めることができる</td></tr>
<tr><td>機能訓練
担当職員</td><td>1人以上</td></tr>
<tr><td>管理者</td><td colspan="3">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
（支障がない場合は、児童発達支援管理責任者等との兼務可）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">設置
基準</td><td>指導訓練室</td><td colspan="3">・定員　おおむね 10 人
・障害児１人当たりの床面積　2.47 ㎡以上
※　主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く</td></tr>
<tr><td>遊戯室</td><td colspan="2">・障害児１人当たりの床面積　1.65 ㎡以上
※　主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く</td><td rowspan="3">主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる
（支援に支障がない場合）</td></tr>
<tr><td>屋外遊戯場</td><td colspan="2">事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所</td></tr>
<tr><td>医務室
相談室</td><td colspan="2">必要な設備です</td></tr>
<tr><td>調理室
トイレ</td><td colspan="3">必要な設備です</td></tr>
<tr><td>静養室</td><td colspan="3">主として知的障害のある児童を通わせる場合</td></tr>
<tr><td>聴力検査室</td><td colspan="3">主として難聴児を通わせる場合</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">・指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等
・専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供すること
（支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可）</td></tr>
</table>

※従業者（嘱託医を除く）は、専ら事業所の職務に従事する者（もしくは単位ごとに専従）であること
（支援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

③ 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス（平成 30 年 4 月 1 日施行）

【支援の概要】・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。

・介護保険法に基づく居宅サービス及び地域密着型サービス並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。

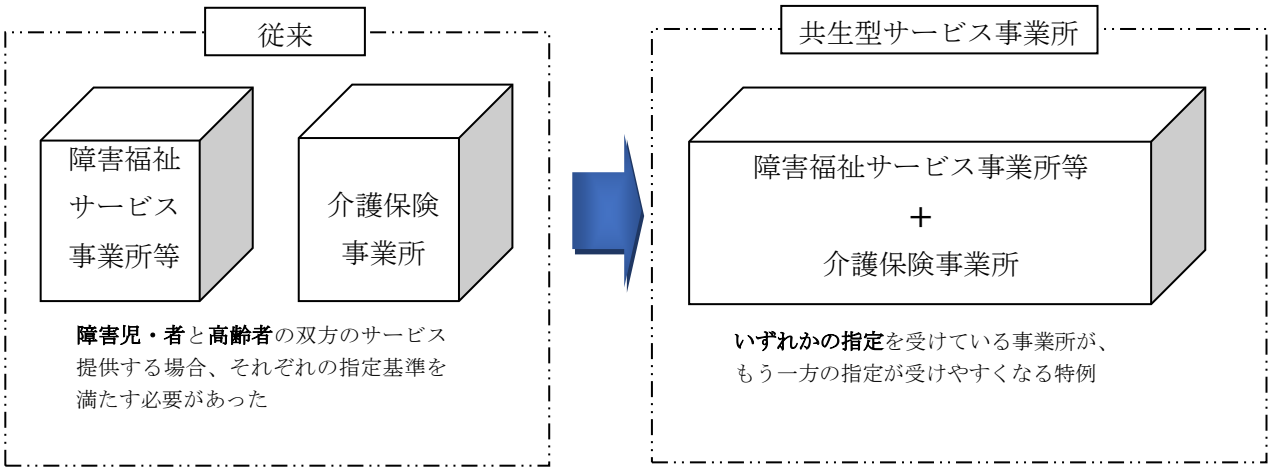

共生型サービス概要一覧

共生型サービスの種別	共生型の指定が受けられる既存の事業所	
	介護保険事業種別	障害福祉サービス事業所種別
共生型居宅介護 共生型重度訪問介護	訪問介護	－
共生型生活介護	通所介護 地域密着型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護（通い） 看護小規模多機能型居宅介護（通い）	児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型自立訓練（機能訓練） 共生型自立訓練（生活訓練）		－
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス		生活介護
共生型短期入所	（介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊） 看護小規模多機能型居宅介護（宿泊）	－

・ 指定通所事業者等が、共生型障害児通所支援を行う場合、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として、事業所の指定申請に基づき指定します。

・ 共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することが想定されているため、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合は、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たす必要があります。

・ 障害児入所施設やその他関係施設から、障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けている必要があります。

④　医療型児童発達支援

【支援の概要】 ⇒ 児童発達支援及び治療を行う。

対象 ＝ 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

【人員・設備基準】

人員配置	従業員	診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数
		児童指導員	1人以上
		保育士	1人以上
		看護職員	1人以上
		理学療法士又は作業療法士	1人以上
		児童発達支援管理責任者	1 人以上
		機能訓練担当職員	言語訓練等を行う場合（必要に応じて配置）
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの	
設置基準		医療法に規定する診療所に必要とされる設備（★）	専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供すること （支援に支障がない場合は★を除き他の社会福祉施設との兼用可） ※階段の傾斜は緩やかにする
		指導訓練室	
		屋外訓練場	
		相談室	
		調理室	
		浴室及び便所には手すり等の機能の不自由を助ける設備	

※ 従業者は、専ら事業所の職務に従事する者であること（支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業員を除き、併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

【支援の概要】⇒重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

対象＝児童発達支援（医療型含む）又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児

【人員・設備基準】

人員配置	従業員	訪問支援員		事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士の資格の取得後、または児童指導員もしくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、3 年以上直接支援業務に従事した者
		児童発達支援管理責任者		1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可）		
設置基準		専用の区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
			受付、相談等のスペース	利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
		その他	・指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 ・手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮 ・専ら当該居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること(支援に支障がない場合は共用可)	

※直接支援業務・・・入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下、「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

⑥ 保育所等訪問支援

【支援の概要】⇒ 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

対象 ＝ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

【人員・設備基準】

<table>
<tr><td rowspan="3">人員配置</td><td rowspan="2">従業員</td><td colspan="2">訪問支援員</td><td>事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
※ 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等で、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を持つ者</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童発達支援管理責任者</td><td>1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）</td></tr>
<tr><td>管理者</td><td colspan="3">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
（訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">設置基準</td><td rowspan="2">専用の区画</td><td>専用の事務室</td><td>専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない</td></tr>
<tr><td>受付、相談等のスペース</td><td>利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">・指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品
・手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮
・専ら当該居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること
(支援に支障がない場合は共用可)</td></tr>
</table>

Ⅳ．その他必要な手続き

１ 指定更新について

指定の有効期間は、指定の日から６年間です。有効期間を経過した場合、指定の効力は失われます。
事業を継続する場合は、必ず指定更新の手続きが必要です。
指定の有効期限が満了となる月の前月末までに、更新申請書他、必要書類を郵送で提出してください。
指定更新に伴い、管理者、児童発達支援管理責任者及び運営規程等に変更が生じる場合は、変更届も同時に提出してください。
※更新時期の前々月ごろに更新の案内を送付いたしますので、その案内に沿って手続きをして下さい。

２ 変更届・障害児給付費算定届について

指定事業者は、厚生労働省令で定めた事項に変更があった場合等は、届出を提出する必要があります。
給付費を算定するにあたっては、加算の種類によって必要書類が異なります。

３ 休止・再開・廃止届について

届出の種類	届出が必要な場合	提出期限
休止届	職員の急な退職等によって、一時的に事業者としての要件を満たさなくなった場合で、かつ事業継続の意思を有する場合	休止する日の１か月前まで
再開届	上記の休止届出書を提出した事業者が、事業を再開する場合	事業再開後 10 日以内
廃止届	事業を廃止する場合	廃止する日の１か月前まで

４ 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関連する届について

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関連する変更が生じた場合は、すみやかに届出（変更届＜様式第３号＞を添えて）を提出する必要があります。
【新規】・・・事前予約の上、来庁もしくは郵送による受付。
（提出期限は、算定を開始する２ヶ月前の末日まで）
【変更（増額）】・・・変更する２ヶ月前の末日まで
※【継続】・・・毎年２月末までに「翌年度の計画書」等を郵送。
※【実績報告】・・・毎年７月末までに「前年度の実績報告書」を郵送。
※ 期日までに提出がない場合、加算の継続ができなかったり、もしくは「前年度分の加算の返還」となる可能性がありますので、ご注意ください。

提出時期は年によって変更される可能性がありますので、ご注意ください。

５ 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

利用者がニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするため、平成 30 年 4 月 1 日から基準該当サービスを除く全てのサービスにおいて情報公表制度が始まりました。
≪指定後、「WAM NET」からメールが届き次第、速やかに情報公表システムへ入力してください。≫

Ⅴ．児童発達支援管理責任者の要件について

児童発達支援管理責任者は、①実務経験要件と、②・③研修修了要件の両方を満たすことが必要です。
※すべての要件を、児童発達支援管理責任者に就任する時点で、満たしている必要があります。
※やむを得ない理由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合のみ経過措置の対象となります。

児童発達支援管理責任者の資格要件

実務経験
①
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（３～８年）
注１

②基礎研修

相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講（注２）
＋
児童発達支援管理責任者研修を修了下記(3)（注３）

ＯＪＴ・一部業務可能（注５）
↓
③実践研修（注４）
＋
専門コース別研修（任意研修）

①②③の要件を全て満たせば
⇒ サービス管理責任者として配置 ⇒

④更新研修
・実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として、５年ごとに受講が必要
・受講対象者は
「更新研修受講時にサービス管理責任者等、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者」又は「更新研修受講前５年間においてこれらの業務に通算して２年以上従事していた実践研修修了者」

（注１）実務経験の要件は、平成２４年３月３０日号外厚生労働省告示第２３０号「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に定められている。（P22～P23を参照）

（注２）相談支援従事者初任者研修（講義部分）とは、同研修のカリキュラム全５日間のうち、講義部分の２日間の部分をいう。

（注３）児童発達支援管理責任者の実務経験である実務経験年数に達する２年前から受講できる。研修において、平成３１年４月以降は統一分野になる。（平成３０年度までの児童発達支援管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。）

（注４）児童発達支援管理責任者実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、過去５年間に通算して２年以上、相談支援又は直接支援業務の実務経験がある者が受講できる。

（注５）既に専従かつ常勤の児童発達支援管理責任者が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができる。また、当該基礎研修修了者を配置することにより、サービス管理責任者を２人配置したものとみなすことができる。

（経過措置等）

・平成３１年３月３１日において現に児童発達支援管理責任者に該当する者は、実践研修修了者とみなす。
（ただし、平成３６年３月３１日までに更新研修を修了し、修了日の属する年度の翌年度を初年度として５年ごとに更新研修を改めて修了することが必要。）

・実務経験を満たす者が平成３４年３月３１日までに基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了後３年間は、実践研修修了者とみなす。

・実践研修修了者が必要な期間に更新研修修了者とならなかった場合は、改めて実践研修を修了することによって、児童発達支援管理責任者になることができる。

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

① イ及びロの期間が通算して５年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が３年以上であること

② ニの期間が通算して８年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が３年以上であること

③ イ、ロ、ニを通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が３年以上かつ、への期間が通算して５年以上であること

<table>
<tr><td>イ</td><td colspan="2">次の（1）から（6）に掲げる者が、相談支援の業務（身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間</td></tr>
<tr><td>（1）</td><td>地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td><td rowspan="6">ロと通算して5年以上かつハの期間を除外して3年以上</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td>児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td>障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td></tr>
<tr><td>（4）</td><td>障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td></tr>
<tr><td>（5）</td><td>学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td></tr>
<tr><td>（6）</td><td>病院、診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員２級以上に相当する研修修了者、ロの有資格者、イ（1）から（5）までの従事期間が１年以上に限る。）、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td></tr>
<tr><td>ロ</td><td colspan="2">次の（1）から（5）に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員２級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、又は精神障害者社会復帰指導員（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、直接支援の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援並びにその訓練等を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間</td></tr>
<tr><td>（1）</td><td>障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td><td rowspan="5">イと通算して5年以上かつハの期間を除外して3年以上</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td>障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉法第５条の２第２項に規定する老人居宅介護等事業(以下「老人居宅介護等事業」という。)の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td>病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td></tr>
<tr><td>（4）</td><td>特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td></tr>
<tr><td>（5）</td><td>学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者</td></tr>
</table>

ハ	以下①、②の期間を合算した期間 ① 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター（その他これらに準ずる施設）の従業者（これらに準ずる者）が、相談支援の業務（その他これらに準ずる業務）に従事した期間 ② 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室（その他これらに準ずる施設）の従業者、老人居宅介護等事業（その他これらに準ずる事業）の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所（その他これらに準ずる施設）の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が直接支援の業務に従事した期間	
ニ	ロの（1）から（5）に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上 ホの期間を除外して3年以上
ホ	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室（その他これらに準ずる施設）の従業者、老人居宅介護等事業（その他これらに準ずる事業）の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所（その他これらに準ずる施設）の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間	
ヘ	次の資格に基づき「当該資格に係る業務」に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士	イ・ロ・ニの通算からハ・ホを除外して3年以上かつ、ヘの期間を通算して5年以上

※下線部は平成 29 年 4 月改正部分

※実務経験を証明する際の従事期間と日数について、ご注意ください。

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり 180 日以上あることを言うものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 900 日以上であるものを言う。

なお、産休・育休期間については、従事期間には算定できるが、勤務日数としてはカウントできない。

（例）実務経験証明書のうち、

・「業務に従事した期間」⇒平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日（5 年 3 ヶ月）

・「従事日数」⇒ 750 日

のような場合、従事期間は要件を満たしていても、従事日数が足りないため、

児童発達支援管理責任者の実務経験要件を満たしたことにはなりません。

Ⅵ. 障害児通所支援事業 Q&A

◎ 人員基準関係

【児童発達支援管理責任者の要件について】

Q1 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、研修修了について１年間の猶予期間があるが、やむを得ない事由とは具体的にどのようなものか。

A やむを得ない事由は、下記のとおりです。

① 児童発達支援責任者が急死、事故、病気等により勤務不可となった場合。

② 児童発達支援管理責任者が自己都合等で退職した場合

③ 災害等により研修が中止になったり、申し込みが外れて期間内に受講できなかった場合

法人内での人事異動や、定年退職等、予見できるものは、該当しませんのでご留意ください。

※やむを得ない理由によるものか確認するため「理由書」を求める場合があります

Q2 普通学校や幼稚園における実務経験も含まれるか。

A 平成 29 年 4 月 1 日の改正で、実務経験として算入できるようになりました。

Q3 医師、看護職員としての経験年数は、実務経験に含まれるか。

A 医師、看護職員については、病院や訪問看護ステーション等において障害児者及び児童を直接支援した場合にあっては、その経験年数が実務経験に算入できます。

Q4 児童発達支援管理責任者として勤務してきた年数も実務経験に含まれるか。

A 平成 29 年 4 月 1 日の改正で、実務経験として算入できるようになりました。

Q5 社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が５年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて５年以上の実務経験があればよいのか。

A そのとおり。

社会福祉主事任用資格等を取得してから、改めて５年間の実務経験が必要ということではありません。

Q6 国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算５年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が３年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。

A 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできます。

Q7 指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。

A 証明する業務に従事していた時の法人の、現在の代表者が業務内容や勤務日数を証明します。

（証明印は代表者の公印。私印は不可。）

Q8 幼稚園教諭の資格取得後、5 年以上の実務経験があればよいのか。

A そのとおり。

平成 31 年 4 月 1 日の改正により、幼稚園教諭の免許状を有する者は、児童指導員任用資格者となる者に追加されました。

【機能訓練担当職員について】

Q9 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいか。

A 重症心身障害児に対する機能訓練は、必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がいないことは想定されていません。なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａvol.1 問 114）

【児童指導員について】

Q10 「P11 ④」に記載のある学部や学科以外を卒業した者でも、児童指導員として認められるか。

A 上記に記載されている学部・学科卒業以外でも、「社会福祉学・心理学・教育学・社会学」を専攻・専修もしくは当該コースを卒業している場合は、履修内容によっては認める場合がありますので、事前に当課まで FAX 又は郵送にて、成績証明書等の詳細を確認できる書類を送付してください。 なお、当該課目を、履修や単位を取得しているだけでは認められませんので、ご注意ください。

Q11 保母資格証明書を有していれば、基準上の有資格者（保育士）として勤務できるか。

A 児童福祉法の改正により、「保育士」として勤務するためには保育士登録の手続きを行い、保育士証の交付を受けることが必要です。保育士証の交付までは「児童指導員」又は「その他の従業者」としての勤務となり、「保育士」としての勤務はできません。

※保育士登録から保育士証の交付までは相当期間（約 2 ヶ月程度）を要しますので、ご注意ください。

【配置について】

Q13 従業員は、開所時間（営業時間）に配置か、それとも、サービス提供時間に配置すればよいのか。

A 平成 26 年度までは、サービス提供時間内に従業員の配置で可としていましたが、平成 27 年度からは、営業時間内に人員配置が必要になりました。

Q14 居宅訪問型児童発達支援の職員は、兼務は可能か。

A 保育所等訪問支援同様、同一人物が指定基準上必要となる職種すべて（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することはできないが、それ以外の形態は可能です。

多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えない場合であっても、児童発達支援にかかるサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能です。

（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ vol.1 問 100）

◎ 設備基準関係

Q1 指導訓練室以外で備えるべき設備は何か。

A 指導訓練室以外の設備として、下記の設備を備えることが望ましい。

・相談室 ⇒ 相談内容が他者に聞こえない等、プライバシー保護に配慮されていること。
（パーテーションによる仕切りでも可）

・事務室 ⇒ 必要な事務機器、鍵付書庫（ケース記録等保管）等を備えること。
（児童が容易に入ることができないようにゲート等を設けること。）

・静養室 ⇒ 体調の悪い時や他者からの刺激を遮断するために、ベッドの設置や畳敷き等、休息・静養できる設備やスペースを設けること。（カーテンによる仕切りでも可）

・手洗い設備 ⇒ 外から事業所への到着時に手洗いやうがいをしたり、おやつや食事前の手洗いのため、トイレ内の手洗いに加え、別に設置するのが望ましい。

・トイレ ⇒ 事業所専用のトイレが望ましい。（他の施設と共用の場合、必ず付添が必要になり、訓練室の人員が少なくなるため、児童の支援に支障が生じる恐れがある。また、個数が少ないと利便性に支障が生じるため、共用ではなく専用のトイレを設置する方が望ましい）

Q2 その他、設備面の留意事項は何か。

A 指定申請書の書類審査後、児童発達支援・放課後等デイサービスについては、現地確認を行います。
現地確認の対象外のサービスも、下記の項目について配慮のうえ、事故の未然防止に努めてください。

・可能な限り段差解消に努め、階段に手すり、転落防止柵、滑り止めを設けるなど配慮してください。

・棚やパーテーション、テレビなど転倒防止策を講じてください。

・床、壁等を弾力のある材質で覆う等、けがを負わない予防措置を講じてください。

・高層階の窓等に柵の設置や二重鍵を設置するなど、転落防止策を講じてください。

・児童の飛び出し防止策（ドアチャイム・二重ロック等）を講じてください。

・その他、利用児童が安全、かつ快適に過ごせる環境整備に努めてください。

◎ 運営基準関係

Q1 開所時間やサービス提供時間をどのように設定すればよいか。

A 開所時間やサービス提供時間は、事業者が、利用者ニーズや職員の就業時間等労働条件参考にして、独自に設定できます。

なお、事業所の開所時間が、８時間を下回る場合、延長支援加算の算定ができません。

開所時間（送迎に要する時間を含まない）が、４時間未満の場合（授業終了後に行う場合は除く）には、「開所時間減算」により、基本単位数の 70%しか算定できません。

また、４時間以上６時間未満の場合は、基本単位数の 85%しか算定できませんので、

この点も留意して設定してください。

Q2 指定日に事業を開始できるよう事前に利用児の募集や利用希望者との面接等を行ってもよいか。

A 指定申請書の書類審査終了後、指定を受けようとする事業者の責任において、

「○月○日指定される予定」として、利用児の募集や利用希望者との面接等の実施は可能です。

ただし、指定要件を満たしていないことが判明した場合は、指定を受けることができません。

この点をあらかじめ了解したうえで、事業者の責任のもとに、募集等を行っても差し支えありません。

Q3 実施地域以外の市町村に在住の利用児を受け入れてよいか。

A 可能です。

なお、通常の実施地域の市町村に在住の利用児からの利用申し込みは、原則として拒否できません。

（提供拒否の禁止（基準第 14 条））

Q4 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、送迎加算以外に、送迎にかかる費用を通所給付決定保護者に負担させることは可能か。

A 送迎加算以外に、送迎にかかる費用を徴収することは、通常の実施地域の内外にかかわらず、認められません。

【根拠】

日常生活において通常必要となる費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取り扱いについて」（平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 31 号）によるものとされているが、当該通知において送迎にかかる費用は示されていないため。

Q5 介護保険の通所介護（デイサービス）と放課後等デイサービスの時間を分けて提供することは共生型サービスになるのか。

A 共生型サービスは、多様な利用者に対して、共に活動することでリハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、同じ場所で同時に提供することを想定していることから、時間帯を分けて提供することはできません。

（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ vol.1 問 105）

◎ 加算について

Q1 共生型サービス体制強化加算については、児童発達支援管理責任者や保育士又は児童指導員を加配した場合に算定できるのか。

A 共生型サービス体制強化加算については、必ずしも児童発達支援責任者等を加配する必要はなく、通所介護（デイサービス）に必要な人員のうち、それぞれの資格要件を満たしている職員が配置されている場合に加算されます。

なお、保育士等であって児童発達支援管理責任者の資格要件も満たしている者については、通所報酬告示第１の１の注 11（第３の１の注 11）のロ（児童発達支援管理責任者を配置した場合）又はハ（保育士又は児童指導員を配置した場合）を算定するものであり、イ（児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合）を算定するものではありません。

（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ vol.1 問 106）

Ⅶ．制度開設資料

１．従業員の配置について

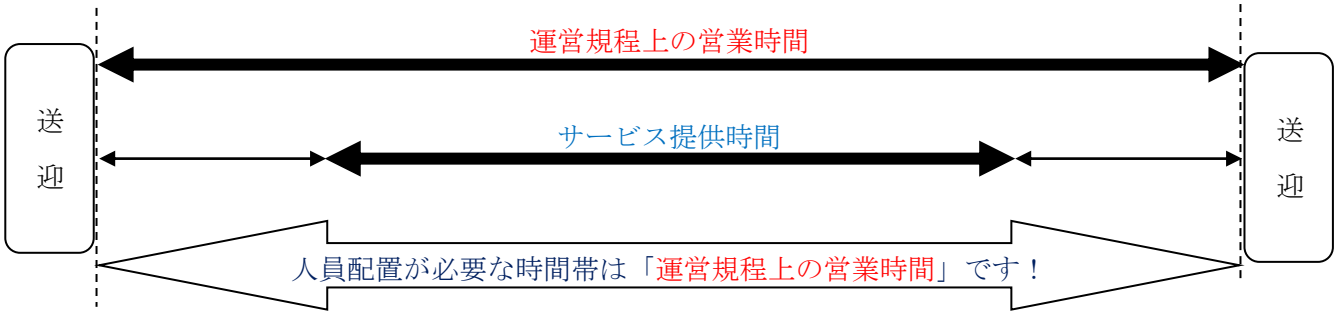

２．人員配置基準（重症心身障害児対象）

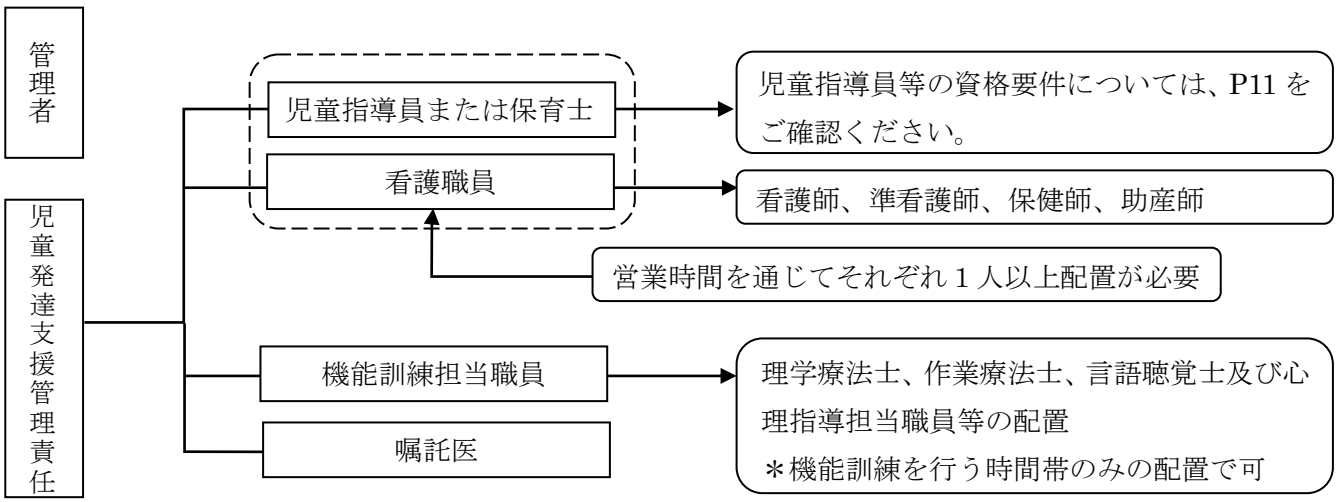

３．人員配置基準（主に重症心身障害児以外）

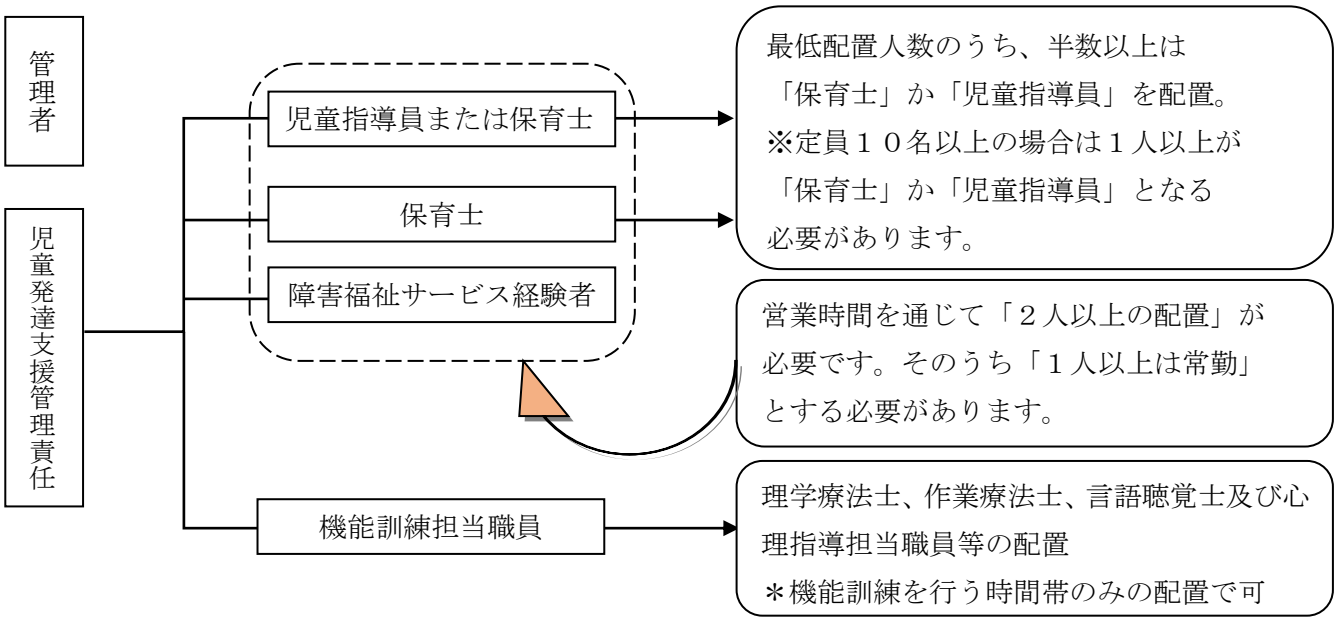

営業時間８時間・週５日営業の場合

★従業者の人員配置について（児発・放デイ）　≪例１≫

（下記の共通の条件：定員 10 名、営業日：月～金、営業時間：８時間（対象：主に重心以外））

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。

（他の人員配置基準で必要な、管理者・児童発達支援管理責任者は記載を省略しています。）

Ａ：常勤専従　Ｂ：常勤兼務
Ｃ：非常勤専従　Ｄ：非常勤兼務

例①　（人員配置基準を満たす場合）

常勤 保育士　＋　非常勤（４ｈ）障害福祉サービス経験者　＋　非常勤（４ｈ）児童指導員

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
保育士	A	8	8	8	8	8	－	－	４０	１６０
障害福祉サービス経験者	C	4	4	4	4	4	－	－	２０	８０
児童指導員	C	4	4	4	4	4	－	－	２０	８０

例②　（人員配置基準を満たす場合）

常勤 児童指導員　＋　非常勤（８ｈ）保育士　＋　非常勤（８ｈ）保育士

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
児童指導員	A	8	8	8	8	8	－	－	４０	１６０
保育士	C		8		8		－	－	１６	６４
保育士	C	8		8		8	－	－	２４	９６

例③　（人員配置基準を満たさない場合）

常勤 障害福祉サービス経験者　＋　常勤 障害福祉サービス経験者

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
障害福祉サービス経験者	A	8	8	8	8	8	－	－	４０	１６０
障害福祉サービス経験者	A	8	8	8	8	8	－	－	４０	１６０

「半数以上が児童指導員または保育士」という要件を満たしていません。

例④　（人員配置基準を満たしていない場合）

非常勤（７ｈ）児童指導員　＋　常勤 保育士

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
保育士	A	8	8	8	8	8	－	－	４０	１６０
児童指導員	C	7	7	7	7	7	－	－	３５	１４０

営業時間を通じて２人配置できていません。（営業時間８時間のため）

※児童発達支援・放課後等デイサービスの場合の人員配置基準（P15 抜粋）
児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者（「指導員」や「その他の従業者」は除く）のうち、

営業時間を通じて
- ・常勤職員１名以上
- ・常勤・非常勤職員含めて２名以上
- ・最低配置人員の半数以上は「児童指導員または保育士」

であること。

営業時間８時間・週６日営業の場合

★従業者の人員配置について（児発・放デイ）　≪例２≫

（下記の共通の条件：定員 10 名、営業日：月～土、営業時間：８時間（対象：主に重心以））

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。

（他の人員配置基準で必要な、管理者・児童発達支援管理責任者は記載を省略しています。）

Ａ：常勤専従　Ｂ：常勤兼務
Ｃ：非常勤専従　Ｄ：非常勤兼務

例①　（人員配置基準を満たす場合）

常勤 保育士　＋　常勤 児童指導員　＋非常勤（８or４ｈ）　障害福祉サービス経験者

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
保育士	A		8	8	8	8	8	－	４０	１６０
児童指導員（Z）	B	8		8	8	8	7	－	３８	１５２
障害福祉サービス経験者	A	8	8			4	4	－	２４	９６
運転手（Z）	B					1	1		2	8

全営業日について、常勤（AorB）が１人以上配置され、半数以上が児童指導員または保育士であり、営業時間を通じて２人以上、人員基準上必要な職員が配置されているため、人員配置基準を満たしています。

例②　（人員配置基準を満たしていない）

常勤 児童指導員　＋　非常勤（８ｈ）保育士　＋　非常勤（８ｈ）保育士　＋　非常勤（８ｈ）児童指導員

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
保育士	A	8	8		8	8	8	－	４０	１６０
児童指導員（Z）	B		8					－	8	３２
障害福祉サービス経験者	A	8		8		8		－	２４	９６
運転手（Z）	B			8	8		8		２４	９６

全営業日について、半数以上が児童指導員または保育士であり、営業時間を通じて２人配置されていますが、水曜日のみ、「1 人以上が常勤」（AorB）を配置という基準を満たしていません。

※児童発達支援・放課後等デイサービスの場合の人員配置基準（P15 抜粋）
児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者（「指導員」や「その他の従業者」は除く）のうち、

営業時間を通じて
- ・常勤職員１名以上
- ・常勤・非常勤職員含めて２名以上
- ・最低配置人員の半数以上は「児童指導員または保育士」

であること。

４．営業時間が９時間の場合

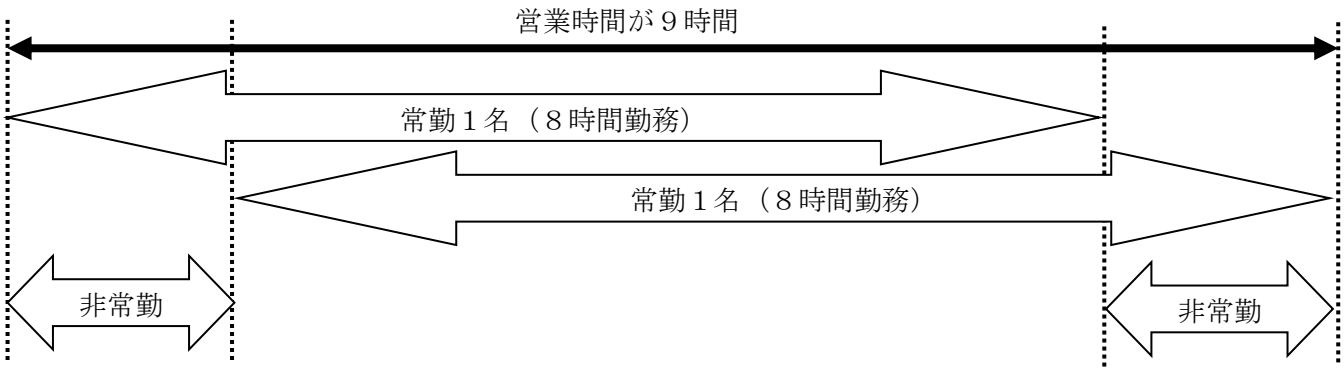

営業時間を通じて２名配置が必要です。うち、少なくとも１名は常勤職員の配置が必要です。

５．人員配置に関係する加算

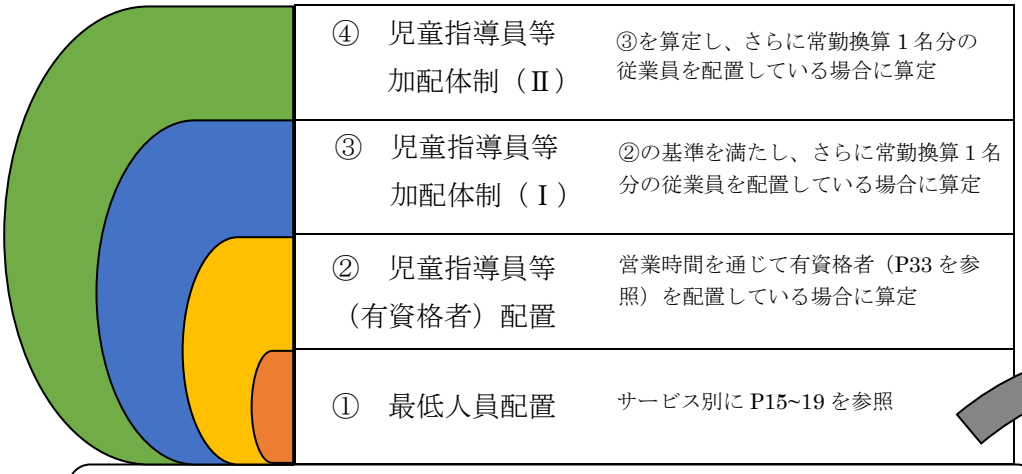

④　児童指導員等加配体制（Ⅱ）	③を算定し、さらに常勤換算１名分の従業員を配置している場合に算定
③　児童指導員等加配体制（Ⅰ）	②の基準を満たし、さらに常勤換算１名分の従業員を配置している場合に算定
②　児童指導員等（有資格者）配置	営業時間を通じて有資格者（P33 を参照）を配置している場合に算定
①　最低人員配置	サービス別に P15~19 を参照

②：原則①の基準を満たしていれば算定可能です。
③④：対象サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）

児童指導員等加配体制（Ⅰ）を算定する場合、基準上必要な従業者及び加算の対象職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を常勤換算で２以上配置していること。
児童指導員等加配体制（Ⅱ）については、「児童発達支援センター」「主として重症心身障がい児の児童発達支援・放課後等デイサービス」「未就学児等支援区分（児発）が〈Ⅱ〉「障害児状態等区分（放デイ）が〈区分２〉」の事業所は算定できません

▲加算等について

障害児通所支援給付費において加算等を算定される場合は、厚生労働省からの報酬告示（P8を参照）や留意事項通知(児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年障発0330号第16号））等を必ず確認してください。

※リンクはP36を参照

６．最低基準を満たした上での常勤換算１名以上配置の計算方法

（下記の共通の条件：定員10名、営業日：月～金、営業時間：８時間（対象：主に重心以外））

例１　児童指導員等加配体制（Ⅰ）を満たす場合

	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
最低基準	管理者兼児童発達支援管理責任者	B	8	8	8	8	8	－	－	４０	１６０
最低基準	保育士	A	8	8	8	8	8	－	－	４０	１６０
最低基準	障害福祉サービス経験者	C	8		8		8	－	－	２４	９６
最低基準	児童指導員	C		8		8		－	－	１６	６４
加配	児童指導員	C	4	8		8	8	－	－	２８	１１２
加配	その他の従業者	C		8		8		－	－	１６	６４
	運転手	C	2	2	2	2	2	－	－	１０	４０

Ａ：常勤専従
Ｂ：常勤兼務
Ｃ：非常勤専従
Ｄ：非常勤兼務

４＋１６＋０＋１６＋８＝４４

最低人員配置基準以外で常勤（40 時間／週）換算で１名以上児童指導員等を配置しているので、児童指導員等加配体制（Ⅰ）の「４．その他の従業者」を算定できる。 ※週単位で加配を満たしている場合に算定可能

例１　児童指導員等加配体制（Ⅰ）を満たす場合

	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
最低基準	管理者兼児童発達支援管理責任者	B	8	8	8	8	8	－	－	４０	１６０
最低基準	保育士	A	8	8	8	8	8	－	－	４０	１６０
最低基準	障害福祉サービス経験者	C	8		8		8			２４	９６
加配	児童指導員	C		8		8		－	－	１６	６４
加配	保育士	B	7	7	7	7	7	－	－	３５	１４０
加配	児童指導員	C	8	8	8			－	－	２４	９６
加配	児童指導員	C	4	8		8	8	－	－	２８	１１２
	運転手	C	2	2	2	2	2	－	－	１０	４０

Ａ：常勤専従
Ｂ：常勤兼務
Ｃ：非常勤専従
Ｄ：非常勤兼務

１９＋２３＋１５＋１５＋１５＝８７

最低人員配置基準以外で常勤（40 時間／週）換算で２名以上を配置しているので、児童指導員等加配体制（Ⅰ）及び（Ⅱ）が算定可能です。ただし、この場合、保育士（専門職員）のみで 40 時間を満たしていないため（Ⅰ）及び（Ⅱ）も「３．児童指導員等」の算定となります。 ※週単位で加配を満たしている場合に算定可能

７．人員配置に関係する加算の対象について

平成 30 年 4 月 1 日から「児童発達支援」の人員基準の改正に伴い、加算の対象となる従業が下記のとおり変更となっています。

（１）児童指導員等（有資格者）配置加算

加算の対象となる従業者

新	旧
・児童指導員 ・保育士 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した障害福祉サービス経験者	・児童指導員 ・保育士 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した指導員

＊研修は、重度訪問介護従事者養成研修（基礎研修）と行動援護従事者養成研修も対象です。

＊基準上必要な従業者のみを対象としているため、従来の「指導員」は対象外となります。

＊従来から加算を算定していた事業所でも、新基準では加算を算定できない場合があります。

（２）児童指導員等加配体制（Ⅰ）or（Ⅱ）

加算の対象となる従業者

加算	新	旧
専門職員	・理学療法士　・作業療法士　・言語聴覚士 ・保育士 ・大学で心理学を専修し卒業した者で、個人及び集団心理療法の技術を有する者 ・国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者	－
児童指導員等	・児童指導員 ・障害福祉サービス経験者又はその他の従業者で強度行動障害支援者養成研修※（基礎研修）を修了した者	・保育士 ・児童指導員 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者
その他の従業者	・障害福祉サービス経験者 ・その他の従業者（従前の「指導員」含む）	・指導員

＊研修は、重度訪問介護従事者養成研修（基礎研修）と行動援護従事者養成研修も対象です。

（３）福祉専門職員配置等加算

加算の対象となる従業者

加算	新	旧
Ⅰ	・社会福祉士 ・介護福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師 左記の者で、常勤の児童指導員又は障害福祉ｻｰﾋﾞｽ経験者（保育士は含みません）	・指導員 ・児童指導員
Ⅱ		・指導員 ・児童指導員
Ⅲ	・児童指導員 ・保育士 ・障害福祉サービス経験者	・指導員 ・児童指導員 ・保育士

＊基準上必要な従業者のみを対象としているため、「その他の従業者（指導員）」は対象外となります。

＊多機能型事業所の場合は、事業所全体で配置割合等の計算を行う必要があります。

（平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q&A（Vol.2）問１－１）

８．報酬区分について

平成 30 年度報酬改定に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、報酬区分が導入されました。

★児童発達支援（未就学児等支援区分）

区分１	未就学児の延べ利用人数を全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上
区分２	未就学児の延べ利用人数を全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%未満
非該当	児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を対象とする事業所

※ 児童発達支援における未就学児以外の児童とは、高校に進学していない、高校を中退した障害児など、放課後等デイサービスの対象にならないため、児童発達支援を利用している児童等です。

算定方法：前年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）の延べ利用人数により、全障害児（児童発達支援を利用している児童のみ）に占める未就学児の割合を算出し、当該年度の報酬区分を算定する。

★放課後等デイサービス（障害児状態等区分）

	指標該当児 50%以上	指標該当児50%未満
授業終了後のサービス提供時間3時間以上	区分１の１	区分２の１
授業終了後のサービス提供時間3時間未満	区分１の２	区分２の２
休業日	区分１	区分２

※ 主として重症心身障がい児を対象とする事業所の報酬区分は「非該当」となります。

指標該当児：以下のＡ～Ｄのいずれかに該当する障害児（市町村が判定）
（Ａ）食事、排せつ、入浴、移動のうち３以上の日常生活動作で全介助を必要とする障害児
（Ｂ）指標（告示第 269 号別表第二）に掲げる各項目の点数の合計が 13 点以上と市町村が認めた障害児
（Ｃ）行動援護の利用者である障害児
（Ｄ）その他合理的理由があって市町村が認めた場合
※具体的な「指標該当の有無」などは各市町村へお問い合わせください。

提供時間：運営規程等に定める標準的なサービス提供時間
※ １日に複数単位を設置する場合は、各サービス提供時間に、単位の数を乗じた数
（例：サービス提供時間２時間で２単位を設置する場合⇒２×２＝４時間）

※新設事業所（前年度における実績が１年未満の事業所）における取扱い
留意事項通知（児童福祉法に基づく指定通所支援及び指定該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）どおりの取扱いをお願いします。
≪新設から３月未満の間≫ 体制届提出までの在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合で算定。
≪新設から３月以上１年未満の間≫ 新設の時点から３月における延べ利用児童数により報酬区分を算定。区分変更となる場合は、翌月 15 日までに変更届を提出し、翌々月のサービス提供分から算定。

☆看護職員加配加算
本加算については、創設から３月経過後、加算対象となる医療的ケア児の利用延べ人数（実績）により、区分の変更等に関わらず、加算を届出ている全ての事業所が、あらためて加算区分を判定することとされています。

Ⅷ. 参考事項

【児童福祉法関係条文抜粋】

〔指定障害児通所支援事業者の指定〕

第二十一条の五の十五　第二十一条の五の三第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

②　放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の二十第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

③　都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三　申請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八　削除

九　申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十　申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であ

つた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
十二　申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
十三　申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十四　申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。
④　都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
⑤　都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域（第三十三条の二十二第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十一条の五の三第一項の指定をしないことができる。

【関係リンク】

※Ctrlキーを押しながらクリックしてください

★　児　童　福　祉　法　★

☆　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準　☆

★　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準　★

☆児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について☆

★　障害福祉サービス等情報公表システム（トップ画面）　★

☆　障害福祉サービス等情報公表システム（事業者ログイン画面）　☆

★　奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例　★

☆　【厚生労働省】省令・告示　☆

★　【厚生労働省】通知・事務連絡　★

☆　児童指導員の資格について（奈良県ＨＰ）　☆

★　障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業者の方へ（奈良市ＨＰ）　★

☆　指定通所支援事業者の指定・届出（奈良市ＨＰ）　☆